

警告の理由

第1 申立の概要

申立人は、平成26年4月12日から同年6月2日までの間、相手方にて身体を拘束されていた者であるところ、道路交通法違反の容疑で逮捕された翌日（平成26年4月13日）、いきなり両腕を捻りあげられ、裸足のまま留置施設から留置施設事務室へ連行され、強制採尿令状を示された（申立事項①）、その際、自分の意思で尿を提出する旨を伝え、また、その後病院へ連れて行かれた際にも医師に対して自分で尿を出すと申し出たにもかかわらず、強制採尿が実施された（申立事項②）ことで申立人の人権が侵害された。

第2 当会が認定した事実

1 申立人は、平成26年4月12日午後3時過ぎ頃、道路交通法違反により通常逮捕され、同日午後3時36分、福岡県小郡警察署（以下「小郡署」という。）に引致された。そして、同日午後3時38分に逮捕状が呈示され、同時刻に同所の取調室において、当該道路交通法違反について弁解録取手続が行なわれたが、申立人は、黙秘した。

2 その後、●●●巡査部長（以下、「●巡査部長」という。）が取調室に入り、申立人との間で以下のやりとりがあった。

●巡査部長が申立人に対し、「覚せい剤検査のために尿を出してほしい」と頼んだところ、申立人は、「自分は道路交通法違反で逮捕された、順序が違う、尿を出してもいいが明日でもよいだらう。」などと答えた。同部長は、「今日中に出すように」と重ねて言った。しかし、申立人は、同部長に対して「今日中というのは夜の12時までか」と尋ねた。同部長は、「そうだ」と答えた。

これに対して、申立人は、「分かった」と言った。

- 3 ●巡査部長は、取調室の机の上に置いてあった申立人の所持に係るバッグを開け、中身を全て取り出して確認をした。同部長は、その中から注射器が入ったポーチを発見した。同部長は申立人に対し、「これは君のか」と質問した。申立人は、「知らん、言いたくない」と答えた。同部長は、申立人の覚せい剤使用を疑っていたため、その注射器が覚せい剤使用の証拠となると考え、証拠保全のため、申立人の承諾を得ずに、取調室にいた●●刑事に「写真撮影をするように」と指示した。

同刑事が●巡査部長の指示に従い3枚ほど写真撮影したところで、申立人が「写真を撮るな」と言った。そこで、同部長は「これ以上写真撮影をしないように」と指示した。(福岡地方裁判所久留米支部平成27年3月27日判決(以下、「本件判決」という。))は、同部長が被告人所持に係るバッグを開け、その中身を全て取り出したことで発見した注射器を同刑事が写真撮影した行為を違法とし、当該行為の結果証拠化された報告書を違法収集証拠として排除している。)

●巡査部長は、申立人に対し、注射器の任意提出を求めたが、申立人は拒否した。

- 4 申立人は、平成26年4月12日午後5時頃、小郡署の留置施設に入れられた。

その後、申立人が翌朝留置施設から出るまでの間、申立人が警察官に対し「尿を提出するから取りに来るように」と伝えたり、●巡査部長が申立人に尿の提出を求めに行ったりしたことはなく、申立人の尿が任意に提出されることはなかった。

- 5 申立人は、翌13日の午前9時半ないし午前10時半頃、留置係の職員から、「道路交通法違反の取調べがあるから出るように」と言われ、留置施設を出て事務室に行った。暫くして交通課の●●巡査部長ら2人が来て、3人で取調室

に向かった。

申立人が取調室に行くと、●巡査部長が座って待っており、取調室には申立人と●巡査部長の2人となった（●巡査部長は、前日に申立人が「尿提出に応じる」と言っていたのに、留置施設からの連絡がなかったことから、●●巡査部長に対して、「道路交通法違反の取調べの前にもう一度尿提出の説得をさせてほしい」旨を申し入れており、●●巡査部長がその申出に応じていたものである。）。

申立人は、●巡査部長がいるのを見て、「なんでお前がおるのか。俺は交通の調べで出てきたんだ。だましたな。」と大声でどなった。これに対し、●巡査部長は、「昨日しょんべんを出すと言うたやないか。覚せい剤使っとるんじゃないか。腕を見せてみろ。」と大声で言い返した。申立人は、「おまえが取りにこんやっただけやろうが。」とどなり返した。

その後、●巡査部長は、申立人から「用はない、帰れ。」と言われ、取調室を出た。この間のやりとりは、数分程度であった。

6 ●巡査部長が取調室を出た後、●●巡査部長が入室し、道路交通法違反の取調べをしたが、申立人は、これまでのことを不満に思い、黙秘した。

7 ●巡査部長は、取調室を出た後、上司である●●●●警部補（以下、「●●警部補」という。）に対し、申立人に対する尿提出の説得状況について説明し、今後の手続について相談した。同警部補は、申立人がいた取調室（ドアは開いていた。）と同じフロアにある自分の机にいたことから、取調室にいた申立人と同部長が、互いに大声でどなり合っているのを聞いており、申立人の声が激しく、外から聞いていてもすごい声だったので、誰が言っても説得はできな感じていた。そこで、同警部補、同部長及び課長との協議の結果、申立人に関して強制採尿手続に移行することを決めた。

●巡査部長は、同日午後1時半頃、強制採尿令状及び身体検査令状を請求するための資料の作成に取りかかった。

8 小郡署の警察官は、同日、久留米簡易裁判所に対し、強制採尿令状及び身体検査令状の発付を請求した。同請求書には、●巡査部長が作成した強制採尿の必要性に関する報告書及び任意採尿の説得状況に関する報告書、同年2月4日に申立人方にあった注射器等を領置したことに係る報告書、同日付けの申立人の母親の供述調書、同年4月12日に申立人が所持していたバッグから注射器を発見したことに係る報告書、申立人の犯歴に関する報告書等が疎明資料として添付されていた。

9 上記各令状の請求を受けた久留米簡易裁判所裁判官は、同月13日午後2時半頃、強制採尿令状と身体検査令状を発付した。

10 留置施設係員は、強制採尿令状の発付に伴い、申立人を留置施設から出すよう要請され、同日午後3時28分頃、留置施設係員5人で申立人の部屋に行き、申立人に対し、「取調べだから出るように」と言った。申立人は、「何の調べか」と聞いたが、「ごちゃごちゃ言わんでいいけん、出てこんか」などと言われた。申立人が大声を出すなどして出場を拒否したところ、留置施設係員らは、申立人の部屋に入り、2人が申立人の両腕をひねり上げるように後ろに回し、申立人を部屋の外に出し、事務室に連れて行った。(申立事項①の事実)

なお、捜査上の必要から被留置者を留置施設から出場させる際には、捜査と留置の両方の責任者が、出場の必要性について個別に実質的なチェックを行うとされている(警察庁作成のパンフレット)ことからすれば、本件留置施設の係員は、申立人を居室から出す目的が強制採尿令状の執行であることは把握していた。

11 ●●警部補は、平成26年4月13日午後3時半頃、留置施設事務室で、申立人に対し強制採尿令状を呈示し、その内容を読み上げた。

12 申立人は、●巡査部長、●●警部補を含む警察官5人とともに、小郡署の車両に乗り、30分ほどかけて、●●●病院に行った。

申立人は、●●●病院に着いた後、処置室に連れて行かれ、以下のとおり強

制採尿が実施された。

申立人は、処置室のストレッチャー（ベッド）の上に座り、「さあ、始めましょうか」という合図を警察官がした後、医師がカテーテルの準備をしようとしていた段階で、周囲に向かって、「今ここで尿を出せばいいっちゃろうもん。自分で出せばいいっちゃろうもん。」という趣旨の発言（以下、「本件発言」という。）をした。強制採尿を担当する●●●●医師（以下、「●●●●医師」という。）は、近くにいた警察官に対し、「どうしましょうか」と尋ねた。その警察官が申立人に対し、「今まで自分で出さなかったからここに来たっちゃろうもん。」と言い、更に●●●●医師に対し、「先生お願いします。」と言った。そこで、●●●●医師は、手続を続けた。（申立事項②のうち、病院で医師に対して尿提出を申し出た事実、第3においては単に「申立事項②」とする。）

その後、●●●●医師が強制採尿手続を開始した。

（申立事項②のうち、強制採尿令状を示された時に申立人が尿の任意提出を申し出た事実については、調査の結果、認定するには至らなかった。）

第3 判断

刑事施設に收容されている者についても、その個人の尊厳が尊重されなければならないことは言うまでもないのであり、この観点から被收容者に対する適正手続（憲法31条）の要請が働く。ことに、本件の申立人のような被留置者については無罪推定が働き、かつそれにふさわしく処遇されなければならないのであり（被拘禁者処遇制定基準規則111・2）、適正手続の要請は一層強いというべきである。

そこで以下、この観点から検討する。

1 申立事項①について

(1) 問題の所在

平成26年4月13日午後3時28分頃、留置施設係員は、申立人に対して出場目的を「取調」として「出るように」と指示したところ、申立人が出

場を拒否したことから、同人に対する有形力の行使によってその意思を制圧して居室から出場させている。ところが、実際の出場目的は、逮捕勾留に係る道路交通法違反に関する「取調」ではなく、別件である覚せい剤取締法違反に関する「強制採尿令状」の執行であった。

そこで、被留置者には令状執行のために居室からの出場すべき義務があるか、それが認められるとして、出場を拒否した者に対し留置施設係員が有形力を行使した場合の適法要件が問題となる。

(2) 本件申立人の出場義務の有無

最高裁は、平成6年9月16日決定で、「身柄を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合には、強制採尿令状の効力として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができ、その際、必要最小限度の有形力を行使することができるものと解するのが相当である」と判示した。

上記決定は、逮捕勾留事件とは別件である「覚せい剤取締法違反」に関する強制採尿の令状である本件についても妥当するものと解されることから、本件申立人については、「強制採尿令状」の執行のために居室から出場すべき義務が認められ、その出場の際には必要最小限度の有形力の行使も許容されているということになる。

(3) 有形力行使の適法要件

ア はじめに

令状執行のために身体に対して有形力を行使することは、個人の自由意思を制圧する重大な侵襲行為であることから、最大限抑制的に行われるべきであり、その行使に至る過程においても、適正手続の要請（憲法31条1項）が働き、令状執行に関する適切な説明がなされる必要がある。

イ 虚偽の出場目的を告げていること

本件においては、留置施設係員は申立人に対して出場目的に関し、「強制採尿令状の執行」であると説明すべきであったところ、同係員は「取調」と虚偽の事実を述べている。

しかし、申立人に出場義務があることからすれば、この一事を以ては、適正手続違反としての違法性があると断じることまではできない。

ウ 「なんの取調か」との問いを無視し有形力の行使に至ったこと

ところが本件では、留置係員は、「取調だから出るように」と指示された申立人が「なんの取調か」と尋ねているにもかかわらず、「ごちゃごちゃ言わんでいいけん。出てこんか。」と述べ、出場を拒んだ申立人に対して有形力の行使に及んでいる。

翻って、本件の一連の事実関係を精査するなら、申立人が留置施設係官に対して「何の取調か」と質問した背景には、上記「第2」・「5」の通り、その前日に、申立人が「道路交通法違反の取調があるから出るよう」言われて出場に応じたところ、実際には覚せい剤取締法違反の取調がなされようとしたという事情があった。（被留置者に取調受忍義務、ひいては出頭義務、滞留義務があると解する立場においても、義務の範囲は事件単位で考えるのが通常である。）

そうであれば、申立人が、今回も前回と同じく、出場目的が、逮捕勾留にかかる道路交通法違反事件に関するものではなく、覚せい剤取締法違反に関するものではないか、前回と同様の虚偽を含むものではないかとの疑義を抱くのは当然の事理と言えるのであるから、同係員としては、この段階では、「強制採尿の令状が出ていること」、「その執行のための出場であること」の説明を行うべきであった。

ところが、同係員は申立人の質問を無視したのであり、これが更に同人の不信感と抵抗を強めることに繋がったことは看過されるべきではない。

以上によれば、留置施設係員は、有形力の行使に至るまでの適切な説明ないし説得を行ったとは到底認めがたいのであり、その後の有形力の行使が目的達成のための必要最小限度のものであったとは言えず、適法性の要件を欠く。

(4) 小括

以上に鑑みるなら、申立事項①について、人権侵害性が認められる。

2 申立事項②について

(1) はじめに（問題の所在）

強制採尿手続は、捜査上真にやむを得ないと認められる場合、最終的手段として被疑者の身体の安全と人間としての尊厳の保護のための十分な配慮のもとに令状に基づいて行うことが許されるのであり、適正手続の強度の要請があるというべきである。

強制採尿令状による強制処分を認めた最高裁判所昭和55年10月23日決定も、「捜査上真にやむを得ないと認められ、被疑者の人格の保護のために十分配慮を施すこと」としており、実務家の意見としても、「令状発付後であっても、最後の説得を試みることも必要であり、あるいは任意提出を促すよう指導がなされている」とのことである（東京高等裁判所平成24年12月11日判決に関するコメント、判タ1400号368頁参照）。

本件では、本件発言（強制採尿の実施前の申立人が尿を任意提出する旨の発言）がなされているにもかかわらず、捜査官の、申立人に「尿の任意提出を期待することはできないと考えて強制採尿の実施に踏み切った判断」（以下、「本件判断」という。）に基づき強制採尿が実施されている。

この点、「被疑者が尿の任意提出の申し出を続ける限り、強制採尿を実施できないという事態が生じないように、捜査官側は、それまでの強制採尿に至る経緯、尿の任意提出を申し出た時期、申し出の真摯性等を勘案して、強制採尿を実際に実行するか否かを判断できるというべき」（東京高等裁判所平成24年12月11日判決）であるとされているところ、本件において、あるべき強制採尿手続が踏まれていたと言えるかについて検討しなければならない。

なお、本件判決は、証拠能力の有無という観点から、本件における事実関係においては、警察官が、「尿の任意提出が期待できないとして、強制採尿

の実施に踏み切ったとしても、判断が人権配慮等の観点から明らかに不合理ではない」として、強制採尿は違法性を帯びないと判断しているが、当会は、申立人の「人権」という観点から、本件において、あるべき強制採尿手続が踏まれていたと言えるかを検討・判断するのであるから、本件に関わる事実認定の視点や姿勢、更には当該認定事実に基づく検討・判断の視点や姿勢も自ずと本件判決とは異なったものとなり得る。

(2) 検討

ア 本件判決の判断枠組み

本件判決において、強制採尿を実際に実行するか否かの判断が「明らかに不合理」と言えるかどうかに関する考慮要素として挙げられたのは、「④これまでの経緯、⑤本件発言の時期、⑥申し出の真摯性」である。

そして、本件判決では、上記「④」に関して、説得を打ち切って強制採尿令状を請求するに至ったという経緯があるとし、同「⑤」に関して、本件発言がなされたのは、「警察官の強制採尿開始の合図をし、申立人が寝そべる直前の段階」とし、同「⑥」に関して、明示はしていないが真摯性に疑義があることを認定し、「尿の任意提出を期待することはできないと考えて強制採尿の実施に踏み切ったことについて、その判断が明らかに不合理であったということとはできない」として、違法性を帯びないと判断している。

イ 上記判断枠組みに依拠した検討

(ア) 「④（これまでの経緯）」について

この点について、本件判決は「説得を打ち切って強制採尿令状を請求するに至った」と認定するが、警察官の説得に申立人が応じなかった背景には、申立人と●巡査部長のやりとりの発端における違法性を孕む「別件取調」による不信感が伏在しており、この不信感が、申立人の●巡査部長に対する任意提出に非協力的な態度という形で表出

しているのであるから、この背景事情についても十分に留意すべきである。

(イ) 「㊸（尿の任意提出を申し出た時期）」について

ここでは、本件発言が、カテーテル器具導入という事態が現実化する「以前」のものなのか「以後」のものなのかを明らかにするために、本件判決が同発言の「時期」として認定する「警察官が強制採尿の開始の合図をし、申立人が寝そべる直前の段階」で、「強制採尿の準備がどの程度進んでいたのか」を検討する必要があると思料される。

この点について、●巡査部長は、同人証人尋問において、「（強制採尿を）始めるよと言ったとき、申立人は何か言葉を発したり反応したりはせず、診察台に寝かされ、両手両足を押さえられ、私（●巡査部長）が申立人のズボンを下ろしたとき、カテーテルで採尿するほぼ直前になって、『もう分かった、分かったと、その容器の中に入れてはいっちゃろう』と言った。」と供述している。そして、●●警部補も、「申立人にベッドに寝てもらい、申立人の身体を警察官らで押さえ、下着類を下ろして陰部を出し、医師がカテーテルの器具を持って申立人の陰部に正に近づいていくそのとき初めて、『出します』というようなことを言った。」と供述している。

上記各供述によれば、本件発言は、カテーテル器具導入という事態が現実化した「以降」の時期になされたことになる。

これに対し、本件採尿を行った●●医師は、「申立人が『自分で出せばいいっちゃろうが』という趣旨のことを言ったのは、申立人が横になる前、ストレッチャーに座った状態の時、『さあ、始めましょうか』という合図を警察官がした後であり、カテーテルの準備をしようとしていたところであって、申立人が横にされて押さえつけられて、ズボンも降ろされた後ではなかった。」とし、本件発言は、カテーテ

ル器具導入という事態が現実化する「以前」の時期になされたという、上記各供述内容とは相容れない内容を述べている。

そこで、上記の異なる内容の何れを措信できるかであるが、●●医師は、本件に関し特に利害関係がなく、虚偽供述のおそれも小さく、その内容に不自然不合理な点もないことから、基本的に信用できる。

(本件判決も、同様に●●医師の供述を信用できるとし、同医師の供述を前提として、上記認定をしたものである。)

更に、同医師は、近くにいた警察官に対し、「どうでしょうか」と尋ね、その警察官が申立人に対し「今まで自分で出さなかったからここに来たっちゃろうもん。」と言い、同医師に対して、「先生お願いします。」と言っているのであり、かかるやりとりがなされたのも、本件発言が、カテーテル準備以前の段階でなされたとみる方向に働く事実である。

以上によれば、本件発言は、カテーテル器具導入という事態が現実化する「以前」になされたものと見るべきことになる。

ゆえに、警察官においては、強制採尿の手続を中断し、任意提出に切り換えることは十分可能だった(その時間的余裕は十分あった)と言えるのに加え、医師から「どうでしょうか。」と相談されている警察官としては、「それなら任意提出させて下さい。」という判断をして然るべきであったとも言うる。

(ウ) 「◎(申出の真摯性)」について

上記「(イ)」のとおり●巡査部長及び●●警部補の各供述に拠るなら、本件申出は、カテーテル器具導入が不可避となったことから「最期のあがき」的に何とか逃れようとする意思に基づくものに過ぎないとも言え、その真摯性に疑義を抱くことを容認しうる余地もあろう。

しかし、上記各供述は、本件判決も信用できるとする●●医師の供

述と異なるものであって措信できず、本件申出は未だ強制採尿の準備がされていない時点だったと認められるのであり、そうであれば、本件申出は、未だ「最期のあがき」が行われる段階以前の、申立人の自由意思に基づくものと見るべきである。

翻って、そもそも強制採尿は申立人にとって大変屈辱的なものであって、同人がそれを避けたいと思うのは当然の道理と目し得ることから、申出の事実自体も真摯性を認める方向に働く事実とも言い得る。

したがって、「申出の真摯性」を否定する事情はないというべきである。

ウ まとめ

これらの事情に鑑みれば、警察官が、強制採尿を実際に実行するか否かの判断は、最後まで強制採尿ではなく任意提出の可能性を探るべきであるという道理に反しており、あるべき強制採尿手続が踏まれていたとは到底言えない。

(4) 小括

申立事項②について、人権侵害性が認められる。

3 結論

以上述べた通り、小郡署の留置施設係員が、強制採尿令状の発付に伴い、申立人を留置施設から出すよう要請され、平成26年4月13日午後3時28分頃、申立人に対して「取調べだから出るように」と言い、「何の調べか」と聞く申立人に対して、「ごちゃごちゃ言わんでいいけん、出てこんか」などと言いき、申立人が大声を出すなどして出場を拒否したところ、申立人の部屋に入り、2人が申立人の両腕をひねり上げるように後ろに回して申立人を部屋の外に出し、事務室に連れて行った行為（申立事項①の事実）、及び、●●●病院での強制採尿にあたり、申立人が処置室のストレッチャー（ベッド）の上に座り、「さあ、始めましょうか」という合図を警察官がした後、医師がカテーテルの

準備をしようとしていた段階で、周囲に向かって、「今ここで尿を出せばいいっちゃろうもん。自分で出せばいいっちゃろうもん。」という趣旨の発言をし、強制採尿を担当する●●医師が、近くにいた警察官に対し、「どうしましょうか」と尋ねたにもかかわらず、その警察官が申立人に尿の任意提出の機会を与えないまま強制採尿を実行した行為（申立事項②の事実）は、申立人の人権を侵害するものである。

以上